秋田県

公文書館だより

第15号　平成13年10月1日

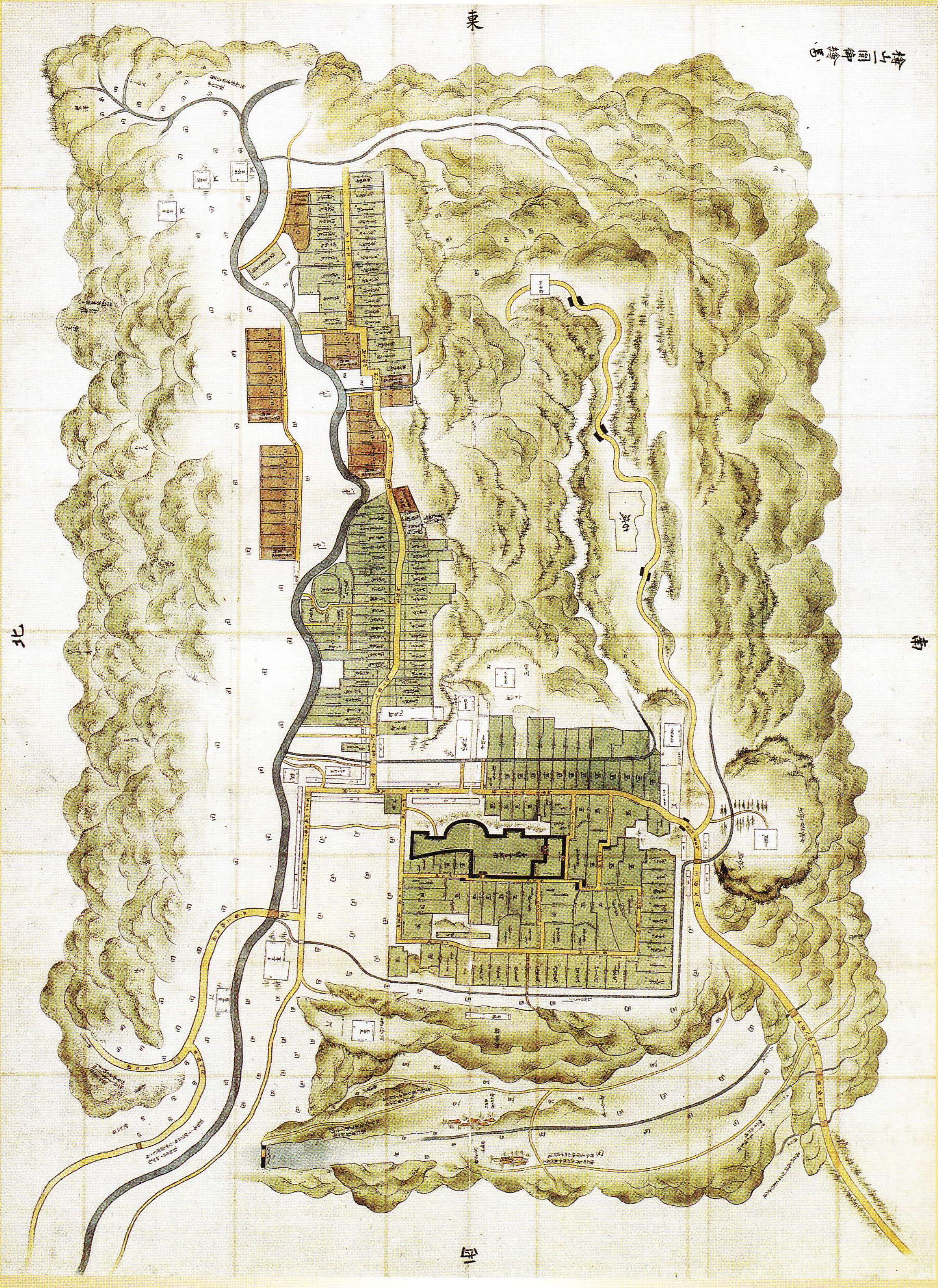

「檜山一圓御絵図」（県C-119）（172cm×233cm）

資料紹介

「蝦夷地引渡目録」（原題）「引渡目録」

本史料は、安政六（一八五九）年の蝦夷地分領化に関わる文書群の綴りである。全体で一〇四丁の簿冊であるが、本来それぞれ独立していた史料を、後世になって一冊に纏めたものと思われる。同史料は、県庁の文書広報課の地下書庫から公文書館に引き継がれたものであるが、それ以前は、藩庁の公的文書として保管されていたものと考えられる。

安政六年九月、幕府は、会津・仙台・秋田・庄内・盛岡・弘前の六藩に蝦夷地を分与し、警備・開拓にあたらせることを決定した（幕末外交文書二十七―一三八）。各藩の分領区域は、同年十一月に通達があり、秋田藩は、マシケ、リイシリ・レブンシリ島、ソウヤの各地域を領有することが決定した（同前三十一―一九）。分領地の引渡しは、翌万延元年に行われたが、本史料は、その際に幕府から秋田藩に渡された書類群である。

全体の内容を、現状に即して表に整理しておく。まずこの内、①⑪⑭は、それぞれの場所について幕府から藩側に渡された書類の総目録である。ただし、「追而可引渡候」という付札がつけられたものが半数以上あって、これらは本史料には含まれていない。後にあらためて幕府から藩に下達されたものと思われる。そのなかには、「出稼之者家数人別名前書」や「去未年荷物積出員数書」など、表題からみて興味深いものが少なくないが、残念ながら、本館のいずれの史料群にも含まれていない。

	史料名	請求番号
①	マシケ場所引渡目録	県B 509
②	マシケ場所境より境迄地名并里数書	510
③	マシケ場所土人ヲムシヤ之節其外年中為取遣候品書	511
④	マシケ場所産物并諸品土人より買入直段書	512
⑤	マシケ場所軽物并小皮類土人より買入直段書	513
⑥	リイシリ・レブンシリ嶋土人ヲムシヤ之節其外年中為取遣候品書	514
⑦	リイシリ・レブンシリ産物并諸品土人買入直段書	515
⑧	演説書	516
⑨	ヲムシヤ之節土人江申渡書	517
⑩	制札写	518
⑪	リイシリ・レブンシリ嶋引渡目録	519
⑫	リイシリ嶋烽火台ケ所書	520
⑬	リイシリ・レブンシリ嶋地名里数書	521
⑭	ソウヤ引渡目録	522
⑮	ソウヤ場所土人ヲムシヤ之節其外年中為取遣候品書	523
⑯	ソウヤ場所軽物并小皮類土人より買入直段書	524
⑰	ソウヤ場所川渡守土人年中給料書	525
⑱	エサシ場所鮭積取直艫切手雛形	526
⑲	ソウヤ場所并諸品土人より買入直段書	527

③⑥⑮は、年中行事などに際して、和人からアイヌへの下賜品を書き上げたものである。役人回浦、オムシヤ、年始、船祝、初午、中元祝、煤払、松迎、年越祝、春鯡漁網卸、秋味鮭網卸、熊取獲候節祝などの「行事」の他、アイヌの出産や死去に際しての「下され物」が記されている。下賜品としては、清酒・濁酒・煙草・白米飯・古手などが見られる。

④⑦⑲は、アイヌから購入する海産物とその代物を、⑤⑯は、同じく狩猟品とその代物を書き上げたものである。海産物としては、鯡・鮭の他、煎海鼠・干鮑・白子・数の子などが見える。また、狩猟品のなかでもっとも高価な物は熊肝で、代物は米十俵である。ただし、一俵が八升入りであり、正当な交易が行われていたとは言いがたい。この他、テンや狐の皮があげられている。

⑧⑨⑩は、各場所の「引渡目録」には見えないものであるが、分領にあたっての幕府からの申し送りである。⑧は、大名への下達であり、三十五カ条からなる。主に、場所請負商人（蝦夷地で独占的に魚場経営を行っている内地商人）との関係、アイヌ支配のあり方、蝦夷地産物の取扱などについて述べている。⑨⑩はアイヌへの申し渡しである。オムシヤとは、アイヌと和人（幕府役人・請負人）間の儀礼行為であり、実際には前者に対する後者の優位と支配の正当性強調するために利用された。

以上、これらの史料は、分領地をうけた大名への幕府からの申し送り書ともいえる。秋田藩が、そのまま の支配を継続したか否かは直ちに判断できないが、幕領時代の対アイヌ政策の一端を物語る史料として貴重なものである。

（古文書班　金森　正也）

資料紹介

諸士系図

諸士系図は清書本二五冊、草稿本一六冊からなる秋田藩士の系図史料である。イロハ順に編纂されている。

元禄・宝永期に編纂された「佐竹家譜」編纂の過程では、家臣団に対し系図や伝来文書の提出が度々命じられた。このとき提出された系図・文書に対しては真偽の検討がなされている。その結果まとめられたのが「秋田藩家蔵文書」などで、「諸士系図」もその一つといえる。

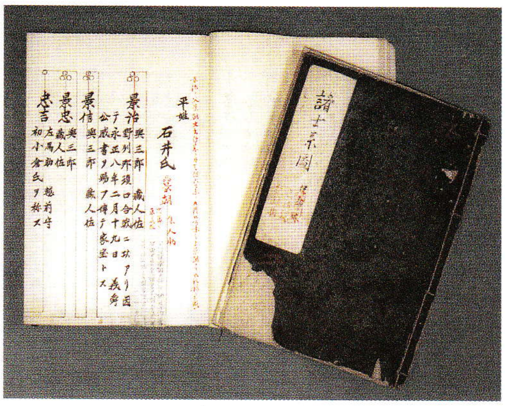
諸士系図（朱書の部分は天保年間の記述である）

各原本の奥付には年月日の記述がないため、成立年月日を特定することは困難である。ただし、伊藤勝美氏によると、「国典類抄」前篇嘉部三八（AS二〇九―一七六）所収「御文書取纏」の享保十二年（一七二七）五月三日の条に、諸士系図が「清書出来」したとの記載があることから、成立年月日は同日としてよいであろうという。なお、文化年間以降の嫡庶争論の裁判に関する記述など、後年の追記が随所にみられる。

収録されているのは文字どおり諸士が中心であるが、一部の足軽も収録されている。ただし、引渡・廻座などいわゆる上級武士は岡本など数家を除いては収録されていない。

体裁は各家の嫡流を中心としたものとなっている。概ね秋田入部前後から記載されているが、秋田入部以降に分家した庶家がある場合は嫡家とともに記載されている。この場合、嫡家の各当主の実名の上に◦◦印を冠し、庶家の各当主には○印を冠して嫡庶を区別している。

主に記載されているのは、源平藤橘などの本姓や秋田入部時の記載、幕紋、住所、仕官先、知行高などである。ただし、これらは前述したとおり、元禄・宝永期に提出された系図・伝来文書をもとに記載されていることが多いため、他の系図史料に比して信憑性が高いといえる。

なお、伊藤氏によると、ほぼ同時期に編纂されたと見られる「佐竹分流系図」（二冊）、「陪臣系図」（二冊）とは成立・伝来過程から見ると別個に扱う必要があるという。藩政期の分類状況は「御蔵書目録」（AO〇二九―一）（天保三年・一八三二）から、明治期については「旧書籍目録」（一二二五五）から推察しているが、これから清書・草稿は明治期には一括されたが、「分流系図」・「陪臣系図」とは区別されていたという。これらは現在は一連の史料として整理されている（表参照）が、いずれは別個の史料として再整理する必要があろう。なお、体裁は「諸士系図」とほぼ同様である。

諸士系図と佐竹分流系図・陪臣系図

清書本（1～25＝諸士系図）			草稿本（1～16＝諸士系図）		
1	A288.2-590-1	伊部　上	1	A288.2-591-1	以部　上
2	A288.2-590-2	伊部　下	2	A288.2-591-2	以部　下
3	A288.2-590-3	呂波仁部	3	A288.2-591-3	呂波仁部
4	A288.2-590-4	保辺土知奴部	4	A288.2-591-4	保辺土知奴部
5	A288.2-590-5	遠部			
6	A288.2-590-6	和部	5	A288.2-591-5	和部
7	A288.2-590-7	加部	6	A288.2-591-6	加部
8	A288.2-590-8	与部	7	A288.2-591-7	与部
9	A288.2-590-9	太部			
10	A288.2-590-10	曽津祢部	8	A288.2-591-8	曽津祢部
11	A288.2-590-11	奈部	9	A288.2-591-9	奈部
12	A288.2-590-12	武宇部	10	A288.2-591-10	武宇部
13	A288.2-590-13	乃久部	11	A288.2-591-11	乃久部
14	A288.2-590-14	也部			
15	A288.2-590-15	末部	12	A288.2-591-12	末部
16	A288.2-590-16	計不部	13	A288.2-591-13	計不部
17	A288.2-590-17	古江天部	14	A288.2-591-14	古江天部
18	A288.2-590-18	安部	15	A288.2-591-15	安部
19	A288.2-590-19	佐部			
20	A288.2-590-20	幾部			
21	A288.2-590-21	由美部			
22	A288.2-590-22	之部			
23	A288.2-590-23	比毛部			
24	A288.2-590-24	世部			
25	A288.2-590-25	寸部	16	A288.2-591-16	寸
26	A288.2-590-26	佐竹分流系図			
27	A288.2-590-27	佐竹分流系図			
28	A288.2-590-28	陪臣系図	17	A288.2-591-17	陪臣系図　上
29	A288.2-590-29	陪臣系図	18	A288.2-680	陪臣系図　下

※伊藤勝美氏論文内「表２　諸士系図一覧」をもとに作成

参考文献（いずれも当館『研究紀要』所収）

伊藤勝美「秋田藩の諸士系図について」（第四号）

加藤昌宏「「元禄家伝文書」に関する一考察」（第六号）

佐藤隆「秋田藩の系図史料について」（第七号）

（古文書班　平田　有宏）

資料紹介

「秋田県勧業報文」について

明治十年（一八七七）の農事通信制度に関わり、十一年から「秋田県勧業年報」が刊行された（本紙第六号を参照）。十三年三月からは、年報と並行し「秋田県勧業月報」が刊行されている（同第十号を参照）。「勧業月報」は十六年六月で廃刊されたが、不況の回復した二十年二月、後継誌「秋田県六種勧業別報」が発刊された。そして、二十四年一・二月分からは、「秋田県勧業報文」の題で内容構成も改められた。

「勧業報文」は、明治三十五年八月の七五号より「秋田県勧業時報」と改題された。その後、三十八年十二月の八五号まで刊行を確認できる。

現在、「勧業報文」を所蔵する機関は、秋田県農業試験場と昭和町石川理紀之助翁資料館、国立国会図書館である。当館では、平成十三年度の事業として、各機関所蔵本より欠号分をそれぞれ補いマイクロ・フィルム化を行なった。次年度に複製本を作製し、閲覧室に置く予定である。

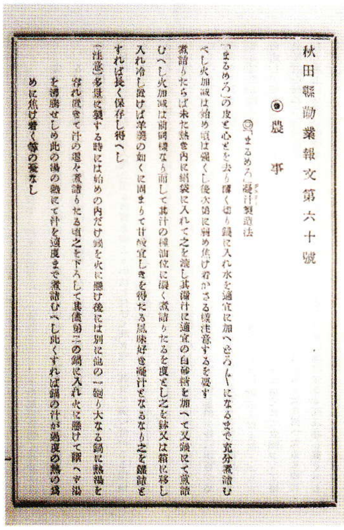
秋田縣勸業報文第六十號

◉農事

◎「まるめろ」凝汁製造法

「まるめろ」の皮と心とを去り薄く切り鍋に入れ水を適宜に加へどろ／＼になるまで充分煮詰むべし火加減は始め頃は強くし後次第に弱め焦げ着かさる樣注意するを要す

煮詰りたらば未た熱き内に絹袋に入れて之を漉し其濾汁に適宜の白砂糖を加へて又強火にて煮詰むへし火加減は前同様なり而して其汁の稍や油状に濃く煮詰りたるを度とし之を鉢又は箱に移し入れ冷し置けば羊羹の如くに固まりて甘味宜しきを得たる風味好き凝汁となるなり之を罐詰とすれば長く保存し得へし

（注意）多量に製する時には始めの内だけ鍋を火に懸け後には別に他の一廻り大なる鍋に熱湯を容れ置きて汁の追々煮詰りたる頃之を下ろして其儘この鍋に入れ火に懸けて絶へず湯を沸騰せしめ此の湯の熱にて汁を適度まで煮詰むへし此くすれば鍋の汁が過度の熱の爲めに焦げ着く等の憂なし

明治三十三年二月「秋田県勧業報文」第六十号

「勧業報文」の刊行目的は、農業はじめ県内産業の奨励と発展助長のため、関係令達と有益情報を月刊誌上で普及することにあった。「勧業月報」以来の目的であり、そのため内容構成にも「六種勧業別報」から「勧業報文」にかけ発展が見られる。

「六種勧業別報」では、記事が六部門（米産・養蚕・畜産・水産・山林・鉱山）に分類された。が、明治二十年代に入り、農作の変化と商工業の発展で六部門では不足となった。

明治二十四年の「勧業報文」第一号では、一〇部門（法令・農作・蚕業・畜産・水産・山林・鉱業・工業・事業・雑事）の分類となる。「農作」では米以外の作物も対象となった他、「工業」と「事業（商業）」が設けられた。「法令」では、勧業関係の法律や農商務省訓令、秋田県訓令などが参考に収録された。

「勧業報文」の構成は、毎号必ず一〇部門を立てた訳ではなく、記事の無い場合は省略もされた。また、部門の数と構成は若干変化し、一一部門の時期もあった。五八号では、「気象」が「雑事」より独立し、稲作関係の気象情報が充実している。

明治二十四年四月に県農事試験場が新設されると、「勧業報文」の「農作」部門にその試験結果が報告された。が、二十八年四月以降、「府県農事試験場規定」により試験場の事業が拡張すると、「農事試験成績」が年報として独立刊行されることになった。「農事試験成績」は、「勧業報文」を母体にしたと言える。

さて、「勧業報文」の緒言には「本報ハ毎月一回之ヲ刊行ス」とあり、月次刊行が原則であった。しかし、発刊の明治二十四年でも二か月合併が四号あり、二十六年には全く隔月刊行のペースになった。月次刊行に戻す努力もされたが、二十九年には再びペースが崩れ、遂に三十年十一月から翌年六月までの八か月間、刊行が中断した。七月に再開した五四号からは、「本報ハ記事ノ都合ニ依リ随時之レヲ刊行ス」となった。

一方、「勧業年報」の方は、明治三十年分から統計のみの掲載となり、記事内容を「勧業報文」に譲った。三十年前後は、両誌ともに性質がやや変化した時期とも言えよう。

また、「勧業報文」随時刊行化の前後から、特集号が目立つようになる。「第三回陸羽農区実業区大会記事」（三十年十月）、「農事講話巡回復命書」（三十一年七月）、「前田正名来県記事」（同十月）、「耕地整理の栞」（三十五年五月）である。「勧業時報」に改題後は、「日露戦争ニ対スル国民ノ覚悟」（三十七年三月）が出ている。必要に応じた随時刊行が、特集号を組みやすくしたと考えられる。また特集号の内容は、当時の勧業行政を反映している。

「勧業報文」は一般販売されず、県庁から管内に配布されていた。石川理紀之助の所蔵本を見ると、南秋田郡役所の経由が、後に直接郵送になっている。老農の手元に「勧業報文」が届くまでの過程も興味深い。

（公文書班　柴田　知彰）

貴重文書書庫収蔵史料の概要

安東家文書

安東家文書は、雄勝町秋の宮の佐竹南家陪臣安東家に伝わった文書である。

安東家文書の整理番号安九八、安一〇一をもとに作成した安東家の系図は次の通りである

季晃—正季—綱季—忠季—守喜—季明—季頼—直季—季賢—**某（道貴）—光貞—満治—満忠—満久—季言—季脩—季遊—季暁—季敏**—季盈

系図中の太字は、文化二年（一八〇五）に安東家が藩に提出した系図（A二八八・二—四六）に記されている部分である。系図の提出者は、三七（季暁）と久治（季敏）となっている。ただし、この文化の系図には、「季」のつく名前の人物すべてに「秀」の字があてられているが、ここでは安東家文書の系図の名前の方を使用した。

最初に安東家について説明したい。先祖については、「安倍左大臣倉麿後胤従五位秋田侍従兼城介下国安東太郎守季四男」（安九八、安一〇一）、「先祖四郎越後守季晃八前秋田候安東太郎下国守季秋田城介之第三子ニテ子孫世々羽州秋田湊ニ住ス」（安九九）という記述がみられる。この記述中の安東守季は、十三湊安東氏の総領とされている。（「秋田人名大事典」より）

安東家は、道貴の代まで中世の秋田を支配していた秋田氏に仕えていた（安九七）。慶長七年（一六〇二）佐竹義宣の秋田入部に伴い、秋田氏が常陸国宍戸に移ると、当時の安東家の当主道貴はそのまま秋田に残り、佐竹氏の重臣渋江政光に身をよせ、次の光貞（縫殿助）の時の元和二年（一六一六）から代々南家に仕えるようになったという。この光貞は、もともと秋田城之介実季の一族であったが、後に安東家の養子となり安東家を継いだ人物である。（安九八、安一〇一）。次の満治（七兵衛）は、当初小林の姓を名乗り酒田城に仕えていたが、酒田城落城後に南家に仕えるようになり、当時の城代義章の命令によって安東家を継いだ。（安一二〇）。それから五代後の季遊（栄治）は家老を務めている。（A二八八・二—四六）

次に安東家文書の内容についてである。内訳は下の表1、差出人や宛先名などから安東家の当主に関係がある史料の数をまとめたものが表2である。ただし上の系図にない名前については、「その他」として数えた。

表1：安東家文書内訳（全127点）

武芸関係	76
系図・由緒書関係	9
書状関係	3
覚	4
御判紙	7
その他	28

表2：安東家当主の関係史料数

光貞（縫殿助）関係	2
満治（七兵衛）関係	2
満忠（蔵人主）関係	2
季遊（栄　治）関係	2
季暁（三　七）関係	2
季敏（久　治）関係	7
季盈（栄　治）関係	62
その他	11

安東家文書全一二七点のうち、半分以上を占めている武芸関係は、「犬追物之次第」（安一八）「笠掛之図」（安二七）「流鏑馬之巻」（安七七）などの軸物、巻物が中心となっている。その大半は天保期の当主栄治（季盈）に宛てられている。その他、安東家文書には、佐竹南家の分流早川氏の系譜（安七）、佐竹義珍のもとで植林事業を手がけ、家老を務めた赤須政邦による文化三年の「御日記抜書」（安一〇）、秋田史館からだされた秋田城之介実季の黒印書に関する「書付」（安一〇三）、十一代将軍徳川家斉の小納戸役を務めた小菅伊予三郎から安東久治（季敏）に宛てられた書状（安一二一）などがある。

また今年度から公文書館閲覧室に、国立史料館からマイクロ収集した佐竹南家文書の写真帳一〇二冊を配架した。安東家文書とあわせて多くの人に利用していただきたい。

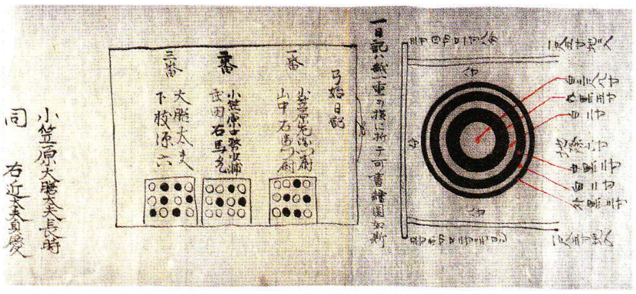

「奉射之次第并的之絵図」（安64）

（古文書班　後藤　富貴）

企画展紹介

一九〇一年の秋田県

●前期　八月二十八日～九月二十一日
●後期　十月三十日～十一月二十二日

今年は二十一世紀最初の年にあたります。二十世紀の百年間は、秋田県内にも大きな変化がありました。今回は〝二〇〇一年の企画展〟を意識し、百年前すなわち一九〇一年（明治三十四）の秋田県の姿を、県庁文書等によって構成してみました。

これまでの企画展では、鉄道や建築関係など、県庁文書群中の一連のシリーズを扱ってきました。時間軸上の連続性に沿った、文書群の「縦切り」とも言えます。

今回は、一九〇一年の時点で県庁文書群を「輪切り」にすることを試みました。いわば文書群をCTスキャンした形で、全体構造、組織性を呈示することを目指しました。県庁は何度も機構改編されたため、文書群の構造も「金太郎飴」のような形にはなりません。しかし、一九〇一年をサンプルとして、利用者の方に「秋田県庁文書群」の大まかな構造と調査方法の一例を示す機会になれば幸いと思いました。

さて、展示の導入部分では、「秋田県統計書」や「秋田県勧業年報」、「日本帝国統計年鑑」などの基本統計書を紹介しました。文書担当の係（明治三十四年は知事官房往復掛）には、統計書ほか中央や県の行政刊行物が集積されました。が、当館の閲覧室では、それらの閲覧利用が必ずしも多くないため、その有用さをクローズ・アップしてみました。

明治三十四年（一九〇一）当時の知事　武田千代三郎

「地方制度のあらまし」の部分では、府県制と郡制を中心に地方行政の骨組みを解説しました。これにより、県庁文書群の出所組織の背景を明らかにしてみました。また、郡制下で作成された郡役所文書も紹介しました。

「秋田県の公債募集」では、雄物川河口の改良、一五県道の改修等を目的とした県債四〇万円の募集に関する文書を紹介しました。県債募集は県会で決議されたため、第一課会議係の簿冊に資料が有ります。

「農林水産業と鉱業」では、県庁の各担当係の簿冊を中心に展示しました。鉱業と水産業が第四課第一係、農業と林業が第六課の簿冊です。ただし、各担当係の簿冊が産業分野の全てを記録している訳ではないので、統計書のデータで補足しました。また、郡内町村の農業については、郡役所文書が詳細な場合も有ります。

「おもな県内物産」では、明治三十四年の第四回奥羽六県連合物産共進会に関する一連の簿冊群を紹介しました。秋田県の出品台帳や出品目録から、当時の物産がわかります。

「学校教育の様子」では、第三課第二係の簿冊を中心に展示しました。明治三十三年の「小学校令」改正後の小学校の様子がわかる資料の他、今年百周年を迎えた秋田北高校のルーツである秋田高等女学校の学校規則も紹介しました。また、統計書から当時の就学率も出してみました。

「兵役制度と動員事務」では、第一課兵事係の事務簿から当時の県内での陸軍動員の様子を紹介しました。

「秋田県庁文書群の調べ方」では、県庁文書群の構造と主な戦前統計書を示し、全体のまとめにすると共に利用の一助としました。最後に、公文書館業務への理解を深めてもらうため、「秋田県公文書館の役割とは」と「百年前の文書を保存するには」の二コーナを設けました。

前期展示期間中の観覧者

（公文書班　柴田　知彰）

行政資料所在調査

秋田県農業試験場図書室

秋田県農業試験場は、本県農業技術の拠点として、明治二十四年（一八九一年）秋田市上中城町に創設されました。過去四度の移転を経て、平成十二年度から河辺郡雄和町で研究成果を生産現場にいち早く導入することを目指し、新たに本県農業技術の中核として再スタートしました。

新館内には図書室が設けられ、行政刊行物と図書類が収蔵されています。特に行政刊行物は農業史的価値があり、貴重な資料となります。当館収蔵の明治期県農政関係刊行物「秋田県勧業月報」から発展的につながる「勧業報文」は、明治二十四年二月から刊行され、農林水産業ほか県内各産業の記事を収録していました。その後、農業試験場の拡大充実に伴い、明治二十八年から試験場の報告のみをまとめた「農事試験成績」が「勧業報文」から独立し刊行されました。「勧業報文」は一号（明治二十四年二月）から五七号（三十一年十月）まで大体保存されてます。「農事試験成績」は、「農事試験成績略報」（明治三十五年）、「業務成績」（大正十五年）、「業務功程」（昭和二年）と名称を変えつつ、戦中までは毎年一冊ずつ刊行され続けました。戦後は、大体各作物ごとに試験成績の報告書が刊行される形に変り、現在に至っています。「勧業報文」に試験場成績が記載されていた時代も含めると、明治二十年代から現在に至る栽培試験の成績報告が一貫して保管されていることになります。

秋田県農業試験場
所在地　雄和町相川字源八沢34番地1

農業試験場の戦前定期刊行物としては、昭和九年に普及奨励を目的に刊行された「農業試験場時報」のほか、明治以降に試験場が作成配布した県内農家向けの作物栽培指導のパンフレット類も保管されています。さらに、戦前も他府県の農業試験場や国の農政機関などと刊行物のやりとりがあり、日本各地や当時の植民地の農業試験場の年次報告書等が明治期から大量に保管されています。

また、平成十一年度に閉鎖された農業試験場大館試験地での保存分が一五〇冊ほど保管されています。昭和八年創刊の農業誌「動物及植物」等、戦前のものも多く、他県農業試験場の報告書を綴じたものが多く、水稲の試験成績書のほか、陸稲、小麦、てんさい、大豆、馬鈴薯等の成績書が集められ、地域的特性を反映した試験作物が見られます。

図書室には手動開閉式の書架が配備され、収納スペースには充分余裕がありますが、戦前の「秋田県農会報」など貴重資料で、特に紙質が劣化しかけているものはロッカー内に収納されています。しかし、請求があればそれら別置の資料も閲覧室に提供することも可能になります。なお、図書室は、試験場職員のほか、他の県職員や一般農業関係者、研究者でも利用ができます。

市町村史料保存機関連絡協議会報告

七月二日（月）当館多目的ホールにて、県内の各市町村の各文書保存担当者を対象とした標記協議会を、二十七市町村三十七名の参加者によって開催した。午前中は能代市史編纂委員長の古内龍夫氏から「文書の収集と保存」と題して講演をしていただいた。午後からは秋田市史編纂室から「史料保存に関する県外調査の報告」、当館から「公文書班における資料の管理と利用」の報告があり、終了後当館の書庫等の施設見学を行い、閉会した。

古文書解読講座報告

今年度は、七月三十一日と八月一日の両日、当館多目的ホールにおいて計八十一名の参加により開催した。講座の内容は以下の通りである。

講座①公務控を読む
—幕末の藩の負債について考える—
菊池　保男

講座②ペリー来航と海岸防備
柴田　次雄

初心者の方には少々難しかったようであるが、来年も是非参加したいという声も多く、当館でも一層充実した講座にしていきたいと考えている。

平成十三年度
公文書の引継状況について

今年度の引継ぎは六月十八日に行われました。例年、六月最後の週に行われていましたが、今年は七月二日に市町村史料保存機関連絡協議会があったために一週間ほど早く行いました。

引継冊数は本庁分一二、六一〇冊、地方機関分九、八一三冊、合計二二、四二三冊と昨年の二四、六八八冊よりは若干少ないものの、平成十一年以前の引継冊数がほぼ一六、〇〇〇冊だったのに比べると相当数の簿冊が引き継がれたことが分かります。これは昨年の引継ぎ同様、昨年度行われた大規模な県庁組織改編が要因と考えられます。

引き継がれた簿冊は、まず一次整理にかけられます。作業内容としてはリスト通りの引継ぎが行われているかの確認作業、簿冊を系統にそって順番に並べ替える作業、表題から読みとれる情報を目録に記述する作業があります。

一次整理が終了した簿冊は、引継年度順に二次整理に回されます。二次整理は、実際に簿冊の内容をチェックします。そして、表題を簿冊内容が反映された形に直した上で、内容から読みとれる情報を目録に加え、保存するかどうかの判断をします。審査は公文書班全員の協議の元に行い、さらに文書の作成原課とも協議します。

そして、保存対象となった簿冊に対して保存のための処置や、さらなる内容の調査などの作業が行われます。

部局名	引継冊数
総務部	2,768
企画振興部	1,994
健康福祉部	3,140
生活環境文化部	1,190
農政部	3,288
林務部	979
産業経済労働部	1,188
建設交通部	5,326
出納局	2,550
合計	22,423

（公文書班　高橋　健治）

表紙解説
「檜山一圓御絵図」について

慶長七年（一六〇二）佐竹義宣の秋田入部に伴い、檜山には佐竹氏家臣の小場氏、同十五年（一六一〇）には多賀谷氏が入った。元和六年（一六二〇）の一国一城令により、安東氏の軍事的拠点として重要な役割を果たしてきた檜山城は破却され、多賀谷氏は茶臼山（霧山下）に新たな居館を築き、周辺に家臣団の住居を定めた。この絵図によると、多賀谷氏の居館は小高い台地上にあり、そこを中心として東西南の三方に家臣の住居が置かれている。北側は米代川方面を見通すことができる戦略的に優れた位置にあった。

「檜山一圓御絵図」は、享保七年（一七二二）に家老今宮大学義透が中心となって領内調査を行った際に作成され、享保十三年（一七二八）に完成した。この時の記録は「郡村日記」（A三二一―四三）に詳しい。この調査の過程で作成されたと考えられるものには、この他に「給人町絵図」（享保十三年）「郡絵図」（享保十年）等があり、「給人町絵図」は「檜山一圓御絵図」とともに県の有形文化財に指定されている。

（古文書班　後藤　富貴）

公文書館 利用案内

●開館時間

平　日　朝9時～夜7時

土・日曜日　朝9時～夕方5時

●休館日

・国民の祝日及び振替休日
・毎月第3日曜日
・月曜日
（毎月第3日曜日の翌日除く）
・特別整理期間
（館長が指定する2週間以内の期間）
・年末年始
（12月28日～1月3日）

公文書館だより　第十五号
平成十三年一〇月一日発行
編集発行　**秋田県公文書館**
〒〇一〇-〇九五二
秋田市山王新町一四―三一
☎〇一八（八六六）八三〇一
印　刷　**太陽印刷株式会社**